入札説明書

令和7年札幌市告示第3188号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和7年7月28日

2 契約担当部局

〒001-8612 札幌市北区北 24 条西 6 丁目 1-1

札幌市北区市民部戸籍住民課戸籍係 電話 011-757-2415 FAX 011-757-4657

メール: kita. koseki@city. sapporo. jp

3 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称 デジタル複合機借受 3台
- (2) 借入物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和7年9月30日
- (4) 借入期間 令和7年10月1日から令和12年9月30日までとする。ただし、本調達は、 地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の 翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除する 場合がある。
- (5) 納入場所 札幌市北区市民部戸籍住民課(札幌市北区北区北24条西6丁目1-1)
- (6) 入札方法及び入札書の記載方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる参加資格を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4~7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業共同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

5 入札書の提出方法等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先 上記2に同じ

(2) 入札書の受領期限

令和7年8月18日(月)午前11時00分(送付による場合は必着)

(3) 入札書の提出方法

入札書は、別紙1の様式にて作成し、原則として送付により提出すること。ただし、上記2への持参も可とする。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合は その名称又は商号)及び「令和7年8月18日(月)13時00分開札「デジタル複合機借受 3台」の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに上記(2)の受領期限までに提出する こと。

また、代理人が入札する場合、委任状(別紙2)は、入札書と同封せずに提出すること。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和7年8月18日(月)13 時 00 分開札「デジタル複合機借受 3台」の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに上記(2)の受領期限までに送付すること。

また、代理人が入札する場合、委任状(別紙2)は、入札書と同封せず外封筒に入れて送付すること。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 同等品における入札について

同等品で入札を希望する場合は、令和7年8月6日(水)12時00分までに、上記2の契約担当部局へ、同等・規格確認書(別紙3)及びカタログ等、仕様書の規格を満たしていることがわかる書類を提出し、契約担当部局の確認及び承認を受けること。また、入札書提出時に同等・規格確認書(原本)をあわせて提出すること。

(5) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面による持参、送付、電子メールにより提出すること。様式は任意とする。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和7年8月4日(月)の12時00分まで(送付による場合は必着)の間で提出すること。

ウ 回答書の閲覧

令和7年8月4日(月)以降、質問者に回答するとともに、札幌市北区ホームページに 掲載する。

- (6) 入札の無効
 - ア 本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者の した入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一 に該当する入札は無効とする。
 - イ 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第 13 条に定める入札参加資格の審査書類の提出の 指示があったにもかかわらず、指定された期日までに当該書類の提出がなされなかったと きは、当該入札は無効とする。
- (7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことが ある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行すること ができない状態にあると認められるとき
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき
- (8) 代理人による入札
 - ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並び に代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含 む。)をしたうえで、入札書とともに代理委任状(別紙2)を提出しなければならない。
 - イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねること ができない。
- (9) 開札の日時及び場所

令和7年8月18日(月)13時00分

札幌市北区市民部戸籍住民課事務室内(札幌市北区北24条西6丁目1-1)

- ※ 一堂に会し入札箱に投函する方式ではなく、入札書を事前に提出する方式のため、留意 すること。
- (10) 開札
 - ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせず、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
 - イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。
 - ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応 じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状(別紙2)を提 示しなければならない。
 - エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情がある と認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
 - オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲 内での入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回 を限度とする。

6 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (3) 最低制限価格の設定 無
- (4) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、上記4に掲げる入札参加資格を有することを証する書類を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格(物品・役務)に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

オ 入札が無効となった者の取扱い

上記ウ又はエに基づき入札が無効となった者は、上記 5 (10) オに掲げる再度の入札に参加できないものとする。

(5) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる入札参加資格を有すること を証明する書類として「事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書(別紙4)」及びその 添付書類を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し 説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係 職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出 ることはできない。

(6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかった とき

- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。
- (7) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書(別紙5)を提出しなければならない。

(8) 契約書の作成

- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が 契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印する ものとする。
- ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に 送付するものとする。
- エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (9) 契約条項

別紙6のとおり

(10) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内(札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。)に、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。